公益財団法人

愛知県暴力追放運動推進センター

力を合わせて安心な社会を！

シンボルマーク

愛知県の頭文字である「a」と、手を高々と挙げて暴力追放に勇敢に立ち上がる県民の姿を組み合わせて表現したものです。

ごあいさつ

名誉会長　愛知県知事　**大村　秀章**

暴力団対策法の施行を契機とした全国的な暴力団排除活動の高まりにより暴力団をはじめとした反社会的勢力は、社会から孤立化の傾向にあります。

しかしながら暴力団等は、その組織実態や活動を不透明化させ従来からの不法・不当な資金獲得活動をはじめ、金融関連事犯や企業を対象とした恐喝事件、公的な融資制度を悪用した事件等、社会情勢や経済情勢を反映した多様な活動により依然として平穏な社会に脅威を与えています。社会から暴力団を根絶するためには、警察の直接的な取締りに併せ、暴力団等が寄生し、資金源活動の場になっている地域や職域から、県民の皆様が一致協力して排除することが重要です。

愛知県暴力追放運動推進センターは、平成4年4月に暴力追放愛知県民会議の名称で設立され、県下の暴力追放運動の推進母体として、地域や職域における暴力団排除活動の支援をはじめ、民事介入暴力事案にも対応する暴力相談、民事訴訟の支援、暴力団被害者見舞金の支給等の事業活動をしております。

平成23年4月には、「愛知県暴力団排除条例」が施行され、県や事業者、県民の責務を明記するとともに、一層連携を強化して、暴力団の排除のための施策を推進し、地域経済の健全な発展と県民の安全で平穏な生活を確保することとしております。

今後とも、県民の皆様方とともに暴力団の追放運動を積極的に展開し、県民の皆様が安心して暮らすことができる「安全で住みよい愛知県の実現」を目指し、全力を傾注してまいる所存であります。

県民の皆様のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

概　要

- ●名称　公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター
- ●所在地　〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番15号 愛知県高辻センター2F
- ●設立　平成4年4月3日
- ●基本財産　15億円

沿　革

- ●平成 3年 4月 1日　設立準備委員会の発足
- ●平成 4年 3月31日　設立発起人会の開催
- ●平成 4年 4月 3日　愛知県知事より設立許可
- ●平成 4年 4月 9日　財団法人の設立登記
- ●平成 4年 6月12日　愛知県公安委員会が「愛知県暴力追放運動推進センター」に指定
- ●平成 5年 1月12日　財務省から「特定公益増進法人」に認定
- ●平成23年 4月 1日　公益財団法人に名称変更登記
- ●平成25年 7月25日　国家公安委員会が「暴力団事務所使用差止め請求」にかかる「適格センター」として認定
- ●令和 4年11月 1日　愛知県暴力追放運動推進センターに名称変更登記

組織図

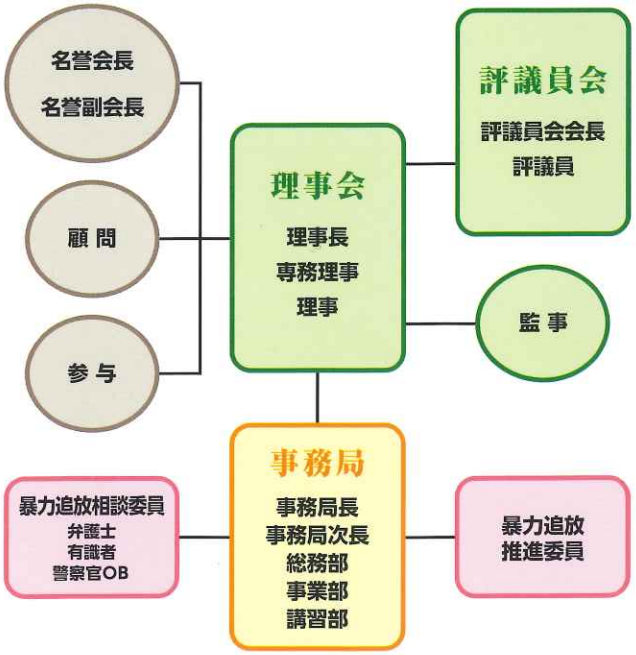

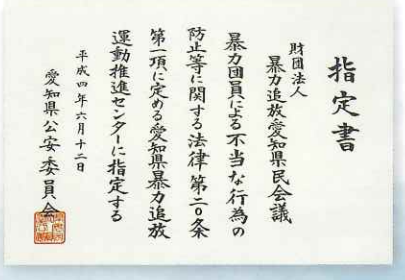

指定書

財団法人
暴力追放愛知県民会議

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二〇条第一項に定める愛知県暴力追放運動推進センターに指定する

平成四年六月十二日

愛知県公安委員会

主な事業内容

当暴追センターは・・・

行政と民間が一体となった暴力団排除運動の推進母体として、諸活動を積極的に展開しています。

暴力団を壊滅するには、警察の取締りと相まって県民の皆さん一人ひとりが暴力団に屈しない対決意識を持ち、企業、団体、行政等を含めた県民総ぐるみによる暴力追放運動が不可欠です。
当暴追センターは、県下から暴力団を排除し県民の皆さんが安心して暮らせる安全で明るく住みよい社会をつくるため、暴力団による不当な行為の防止及び被害の救済等の諸活動を推進しております。

暴力相談活動

暴力団に関する相談活動

民事介入暴力事案等に豊かな経験と専門的知識のある弁護士及び警察官OBが暴追センターの事務所で皆さんからの相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。

●事務所での相談

相談受付時間／9:00～16:00（祝日、年末・年始を除く）
［うち火曜、木曜の13:30～16:00 の間、弁護士が対応］

●電話での相談

相談受付時間／月曜～金曜 9:00～16:00（祝日、年末・年始を除く）
TEL 052-883-3110

●メールでの相談

ホームページからのメール相談

企業・行政対象暴力に関するご相談

警察や暴追センターでは、暴力団等による違法又は不当な行為に関する対応要領などについてアドバイスしています。
警察や暴追センターにご相談ください。職員個人に対する暴力団等による不当な要求行為等に関する相談にも応じます。
更に暴追センターでは、弁護士、警察OBなどの専門的な知識や経験を豊富に有する暴力追放相談委員が暴力団による被害の防止、回復に向けたきめ細かなアドバイスも行っています。

情報提供

契約の相手方が暴力団関係者でないことを確認する為の支援として、暴力団関係者の検挙等の情報を提供しています。

地域・職域における暴力団排除活動の支援

地域・職域の暴力団排除活動の支援

県下には地域や職域を単位とした、さまざまな自主的暴力団排除組織が設立されています。暴追センターでは、こうした組織と連携を強化し、県下のあらゆる場から、暴力団を排除するための支援活動を行いながら、暴力追放ネットワークの拡充を図っています。

暴力団排除活動とその連携活動

県下の職域暴力団排除組織は26組織が結成されており、暴力団排除団体連絡会を構成し、連携活動強化のための情報交換会を行っています。
県下の地域暴力団排除組織は、46の組織が結成され、警察・暴追センターと連携活動を積極的に行っています。

主な事業内容

暴力団による被害者等の保護・救済活動

訴訟費用等の無利子貸付

暴力団に対する対決意識の醸成と、被害の救済を図るため、暴力団員を相手側当事者とする、民事訴訟に必要な費用の貸付をはじめ、各種の無利子貸付を行っています。

被害者見舞金の支給

暴力団の不法行為により、傷害又は財産に対する損害を被った被害者の方に対して、基準に応じて見舞金を支給してます。

暴力団排除顕彰金

暴力団の不当要求を拒絶した等、暴力団の排除活動に協力し、特に他の模範になる活動をされた方に20万円を限度に、暴力排除顕彰金を支給しております。

暴力団組員の離脱促進と社会復帰支援活動等

暴力団からの離脱者の支援と加入阻止

「組を抜けてカタギになりたい」と潜在的に願っている暴力団員も数多くいるはずです。暴追センターでは、「愛知県暴力団離脱者対策協議会」と連携して、暴力団からの離脱支援を行うとともに、暴力団離脱者の社会復帰のための「離脱相談」、「就労アドバイス」、「支援金の支給」など様々な支援活動を行っています。

また、精神的に未熟な少年を暴力団の毒牙から守り、暴力団への加入を未然に阻止するための活動を行っています。

愛知県暴力団離脱者対策協議会

離脱者雇用給付金制度

暴力団員が組織から離脱し正業に就く者を支援するため、暴力団離脱者を継続して雇用した事業者に離脱者雇用給付金を支給します。

【支給の要件】
原則として、
- 愛知県暴力団離脱者対策協議会の受入企業であること
- 雇用した者が愛知県内に事務所もしくは住所を有する暴力団離脱者であること
- 暴力団離脱者を1ヶ月以上継続して雇用していること

などの条件を満たす事業者に対し、
- 6ヶ月間は毎月上限8万円
- 9ヶ月目及び12ヶ月目は上限12万円を雇用給付金として支給します。

暴力団離脱者の受入企業募集

暴力団離脱者は、一般社会の適応性に欠け、放置すればまた暴力団や半グレ集団に逆戻りする危険性が有ります。彼らの社会復帰を支援するため、「愛知県暴力団離脱者対策協議会」では、離脱者の受入企業を募集しております。
趣旨にご賛同いただける企業は、愛知県暴力追放運動推進センターへご一報ください。ご説明に伺います。

身元保証制度

暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に暴追センターが保証する制度です。

○保証期間
　暴力団離脱者を雇用して1年間
○補償金の範囲
- 受入企業に業務上の損害を与えた場合→損害額に応じて100万円まで
- 受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合→人的、財産的被害に応じて100万円まで
- 契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合→未回収額を50万円まで

被害防止のための講習会の実施

不当要求防止責任者講習

暴力団員による企業・行政機関を対象とした、不当要求の被害を未然に防止するため、各事業所・行政機関が選任、届け出た責任者の方々を対象に、暴力団の情勢や、具体的な対応要領などを習得するための講習会を、年間を通じ県下各地で開催しています。

この講習は、暴力団対策法に基づき、愛知県公安委員会からの委託を受けて実施するもので、受講にかかる費用は無料です。

毎年約5,000人の方が受講しています。

受講された方には、受講修了書及び暴力追放ステッカーをお渡ししています。

※詳しくは、当暴追センター又は最寄りの各警察署刑事課へお問い合わせください。

暴力団排除の広報・啓発活動

暴力団追放のための広報・啓発活動、民間の暴排活動の支援

- 安全なまちづくり愛知県民大会や暴力追放セミナーを開催しています。
- 機関誌「暴追あいち」を発行しています。
- パンフレット、ポスター、チラシ等の広報資料を作成配布しています。
- 地域・職域の暴排組織や企業の研修会に講師を派遣しています。
- 暴力団追放活動の功労者（団体）を表彰しています。
- 暴排運動用横断幕、ハッピ、たすき等の暴排グッズを貸し出しています。
- 地域暴排組織の活動を支援するため、助成金を支給しています。

広報資料の作成配布

安全なまちづくり愛知県民大会の開催

暴力追放セミナーの開催

暴排ビデオ

暴排グッズ

暴力団組事務所の撤去活動

暴追センターでは、警察及び愛知県弁護士会民暴委員会等と連携し暴力団組事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っています。

適格都道府県センター制度

適格都道府県センター制度とは

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所付近住民等から委託を受けて、暴追センターの名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行う制度です（法32条の4第1項）。

本制度の趣旨は、訴訟を起こした住民に対する暴力団からの報復のリスクや、住民の心理的負担を軽減するという点にあります。愛知県暴力追放運動推進センターは、平成25年7月に適格都道府県センターとして認定されております。

適格都道府県センター制度の概要

- 住民からの指定暴力団の事務所使用差止訴訟に関する相談を受けた場合は、暴追センターにおいて、弁護士等の専門知識・経験を有する者の助言、意見を聞いて検討を行い、理事会において最終的に委託を受けるか否かを決定します。
- 委託を受けることに決まれば、住民と暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が行います。
- 訴訟費用は、暴追センターが負担します。

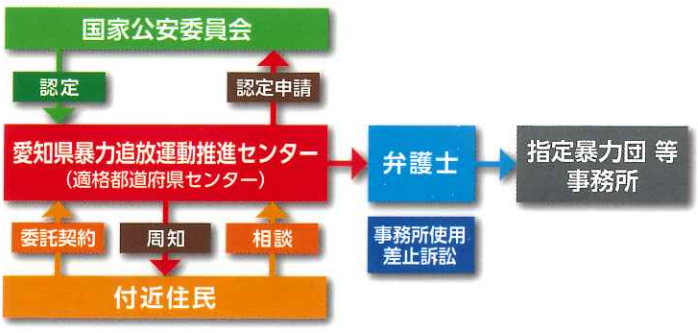

賛助会員入会のご案内

賛助会員に入会されますと、次のような特典が受けられます。

❶専門家による暴力相談
暴力問題に強い相談委員や弁護士が、暴力団に関するあらゆるご相談を、無料でお受けします。お気軽にどうぞ。

❷情報提供
契約の相手方が暴力団関係者でないことを確認する為の支援として、暴力団関係者の検挙等の情報を提供しています。特別会員の方には電話での照会にも応じます。

❸「機関誌暴追あいち」の提供
賛助会員のみなさまに、毎月暴力団情報、相談事例、暴力団に関するQ&A、対応要領などをメール又はFAXでお届けしております。1月と7月は、冊子を郵送しております。

❹広報資料の配布
暴力団の実態や対応要領を解説したパンフレットなど、各種広報資料を無料で配布します。

❺被害防止のための特別講習
暴力団による不当な要求の被害を防ぐため、暴力団の実態や具体的な対応要領などの特別講習（個別講習）が受けられます。

❻暴追センター主催行事への招待
県民の皆さんと暴力団追放に向けた連携を強化するための、「安全なまちづくり愛知県民大会」、「暴追セミナー」など、各種行事をご案内いたします。

❼「DVD他 暴追グッズ」の貸出し
自社の社員教養、研修会等のため、暴力団排除関係のDVDの他、暴力団追放気運を盛り上げるノボリ、ハッピ、たすき等を無料でお貸しします。

賛助会員の資格
当暴追センターが行う暴力追放事業の趣旨に賛同し、その運営活動に協力していただける個人、団体、企業等。

入会方法
暴追センターホームページの入会申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。入会が認められますと、賛助会員之証をお送りいたします。

賛助会費について ●年会費／1口 10,000円（個人は、1口以上、法人は、5口以上でお願いします。）
会費の納入は年1回とし、指定口座へ振込みをお願いいたします。当暴追センターは、公益法人として認定を受けておりますので、お納めいただいた賛助会費は寄付金として、税法上の優遇措置があります。

皆さまから納入された会費は、全て事業費に充当されます。

㊟【賛助会員になられる皆様方へのお願い】
当暴追センターの賛助会員になられましても、中立性を期するため選挙における経歴の肩書きにするとか会社のパンフ、封筒、名刺等に賛助を省略し「愛知県暴力追放運動推進センター会員」など、当暴追センターの名称を利用して、他者からの信用を獲得しようという行為をされることは、厳にご遠慮申し上げます。
これに反して、その名称を利用した場合は除名させていただくこともあります。

暴力団等反社会的勢力に対する基本的対応要領12ヵ条

1.来訪者をチェックする

2.相手と用件をよく確認する

3.対応場所は優位な場所で

4.対応人数は相手より多く

5.対応時間は極力短く

6.言動に注意する

7.書類作成・署名・押印は厳禁!

8.即答や約束はしない

9.トップは対応させない

10.湯茶の接待はしない

11.対応内容を記録する

12.機を失せずただちに110番!

『暴力団対策法』で禁止されている27の行為

1.口止め料を要求する行為

2.寄付金や賛助金等を要求する行為

3.下請参入等を要求する行為

4.みかじめ料を要求する行為

5.用心棒料等を要求する行為

6.利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

7.不当な方法で債権を取り立てる行為

8.借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

9.不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

10.不当な金融商品取引を要求する行為

11.不当な株式の買取り等を要求する行為

12.不当に預金・貯金の受入れを要求する行為

13.不当な地上げをする行為

14.土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為

15.宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

16.宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為

17.建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為

18.不当に集会施設等を利用させることを要求する行為

19.交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

20.因縁をつけての金品等を要求する行為

21.許認可等をすることを要求する行為

22.許認可等をしないことを要求する行為

23.公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為

24.公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為

25.人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為

26.公共事務事業の契約の相手方とすること等を要求する行為

27.公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為

暴力団追放

「三ない運動＋1（ワン）」を実践しましょう。

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

1 暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」

それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食らい付き離れません。

2 暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」

恐れることは暴力団を助長させます

- 暴力団は恐いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢を持つことです。

3 暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」

暴力団を支援・容認することになります

- 暴力団に金を出すことは、結果的には、暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っているカネのための集団です。

＋4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」

暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にあるもの」とされ、公共事業などから排除されることがあります。

公益財団法人 **愛知県暴力追放運動推進センター**

〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番15号 愛知県高辻センター2F

TEL(052)883-3110

FAX(052)883-2122

ホームページアドレス

https://www.boutsui-aichi.or.jp/

eメールアドレス

kenmin@boutsui-aichi.or.jp

相談時間／AM9:00～PM4:00

・市バス「金山」7番8番のりばから「高辻」下車 徒歩3分
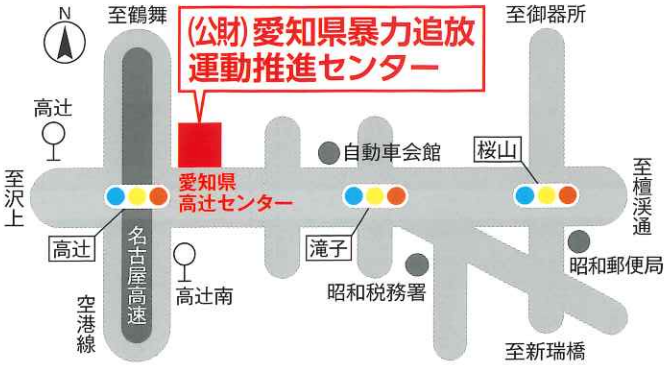
・市バス「栄」18番のりばから「高辻北」下車 徒歩3分